

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション料金表

令和6年6月1日現在

1 訪問リハビリテーション

内 容	単位数	負担割合	自己負担額	内容の説明
訪問リハビリテーション費 ／1回(20分)※	308単位	1割	約314円	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。
		2割	約627円	
		3割	約940円	
訪問リハ計画診療未実施減算 ／1回(20分)※	-50単位	1割	約-51円	リハビリテーション計画の作成にあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず利用者の診療を行わない場合に減算されます。
		2割	約-102円	
		3割	約-153円	
移行支援加算／日	17単位	1割	約18円	日常生活動作の向上により社会参加に移行できるよう取り組んでいる施設で算定されます。
		2割	約35円	
		3割	約52円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ／1回(20分)※	6単位	1割	約7円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制が整っていることで加算されます。
		2割	約13円	
		3割	約19円	
短期集中リハビリテーション実施加算／日	200単位	1割	約204円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。
		2割	約407円	
		3割	約611円	

2 介護予防訪問リハビリテーション

内 容	単位数	負担割合	自己負担額	内容の説明
介護予防訪問リハビリテーション費 ／1回(20分)※	298単位	1割	約303円	訪問リハビリテーションを受けた場合の基本額として算定されます。
		2割	約607円	
		3割	約910円	
訪問リハ計画診療未実施減算 ／1回(20分)※	-50単位	1割	約-51円	リハビリテーション計画の作成にあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず利用者の診療を行わない場合に減算されます。
		2割	約-102円	
		3割	約-153円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ／1回(20分)※	6単位	1割	約7円	勤続7年以上のリハビリスタッフが在籍している体制が整っていることで加算されます。
		2割	約13円	
		3割	約19円	
短期集中リハビリテーション実施加算／日	200単位	1割	約7円	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、週に概ね2回のサービス提供を受けた場合に加算されます。
		2割	約13円	
		3割	約19円	

※ 連続して40分以上、訪問リハビリテーションを受けられた場合

1回20分×2回となり、訪問リハビリテーション費が2回分の616単位となります。

上記単位数×10.17したものが1回の利用金額となりますが、1月の利用回数により、実際の請求額とは誤差が生じる可能性があります。橿原市の地域区分が7級地となるため、1単位=10.17円にて算出する。